

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と競争力を確保し、社会的信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉え、公正かつ透明な経営に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの重要性を全従業員に周知徹底させ、企業倫理の確立に努めるとともに、迅速な意思決定による経営の効率化、責任の明確化を図り、企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	8,400,460	24.00
株式会社みずほコーポレート銀行	1,354,000	3.87
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A. ON BEHALF OF CLI	700,000	2.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	603,000	1.72
株式会社榎本武平商店	550,000	1.57
大東通商株式会社	500,000	1.43
南西糖業株式会社	500,000	1.43
株式会社損害保険ジャパン	340,000	0.97
東京海上日動火災保険株式会社	340,000	0.97
村上 真之助	319,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
三枝 則生	他の会社の出身者		○	○	○	○				
木村 成克	他の会社の出身者					○				

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
三枝 則生		同氏は当社の筆頭株主である取引先三菱商事株式会社の使用人であります。また、大日本明治製糖株式会社及び南栄糖業株式会社の社外取締役を兼務しております。大日本明治製糖株式会社は当社の筆頭株主である三菱商事株式会社の子会社であります。当社と同社との間に、記載すべき事項はございません。南栄糖業株式会社と当社との間に、記載すべき事項はございません。	同氏は食品事業の分野及び企業経営の分野における造詣が深く、同氏の専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくために社外取締役として選任しております。
木村 成克		同業他社である大東製糖株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社と取引関係があるとともに、砂糖に関する事業において競業関係にあります。	同氏の食品事業における豊富な経験と、経営者としての幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査を実施するにあたり、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査室から報告・聴取するなど連携をとることにより、相互の監査業務実効性の確保・向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
金澤 賢一	弁護士									○
渡部 以光	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
金澤 賢一	○	同氏が所属する金澤法律事務所と当社の間には法律顧問契約がありましたが、取引金額が少ないこと、同契約は平成25年6月26日をもって解除したことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	同氏の企業法務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。  [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断します。
渡部 以光		税理士法人高野総合会計事務所の代表パートナーを兼務し、同事務所と当社の間には税務顧問契約があります。なお、当該税務顧問料は僅少であること、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はないことから、一般株主と利益相反関係は生じるおそれはないと判断しております。	同氏の税理士として培われた財務及び会計に関する専門的知識・豊富な経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の算定にあたっては、企業全体の財務状況、各担当事業部門の業績等を総合的に勘案し決定しております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

2013年3月期末日現在の取締役報酬等の支給対象者は取締役11名であります。  
当該事業年度における報酬等は取締役11名に150百万円(うち社外取締役1名3百万円)を支給しております。  
上記の支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の額を含めております。  
取締役10名に対し 6百万円(うち社外取締役1名に対し 0百万円)  
監査役3名に対し 0百万円(うち社外監査役2名に対し 0百万円)  
平成24年6月28日開催の第79回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高は以下のとおりであります。  
取締役10名に対し 201百万円(うち社外取締役1名に対し 7百万円)  
監査役3名に対し 6百万円(うち社外監査役2名に対し 5百万円)  
なお、支給時期は各役員の退任時としております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当セクション:管理グループ

担当内容:社外取締役及び社外監査役に対する情報適時伝達

具体例:担当者より、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会(月1回以上)の開催に際しその一週間前に資料を配布し、概要についての事前説明を行なっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

当社取締役会は、平成25年8月30日現在、社外取締役2名を含む、取締役13名で構成されております。月1回の定例開催に加え、迅速な業務の意思決定を図るため、臨時取締役会等を適宜開催し、また、役付取締役を中心とした経営委員会を原則毎月1回開催することにより、経営執行の充実・強化に努めております。

また、当社グループ全体の総合的な経営戦略、経営方針を適切に策定し、グループの経営活動を機動的かつ効率的に推進するため、「塩水港精糖グループ会議」を設置しております。

取締役の職務の執行に関しては、以下により効率化及び違法性の確保を図っております。

1)職務権限・決裁基準の策定

2)取締役会による中期経営計画の策定、事業部門毎の業績目標及び予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施

3)取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

その他、第三者のコーポレート・ガバナンスへの関与としては、顧問弁護士等の専門家から法令遵守等に関する指導や助言を受けております。

### 2. 監査役会及び監査役の機能強化に係る取り組み状況

当社監査役会は、平成25年8月30日現在、監査役4名(社外監査役2名)で構成されており、原則月1回開催いたしております。監査役は、毎回取締役会に出席し、適宜意見を表明することにより、取締役への監査牽制機能を果しております。

### 3. 内部監査の状況

内部監査室は、実務担当者2名で、当社及びグループ会社の内部監査につき、次の通りの体制を敷いております。

1) 違法性、安全性等の視点から各事業部門及びグループ各社を定期的に監督する。

2) 監査役並びに会計監査人と相互に連携をとり、内部監査の適正性につき検証を行う。

3) 内部統制委員会等の内部統制部門と必要に応じ適宜意見交換、情報の聴取を行うなど連携をとることにより、内部監査業務実効性の確保に努める。

4) リスク管理の状況等について定期的に代表取締役へ報告する。

上記の報告を受け、代表取締役は、

(1) 是正すべき問題点がある場合、改善策を検討の上決定する。但し、重要な決定については取締役会に上程し、改善策を審議・決定する。

(2) 前項の改善策に基づき、当該事業部門長またはグループ会社へ是正指導を行う。

### 4. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制といたしましては、「内部統制委員会」を設け、「内部統制委員会規程」を定め、社長の下にリスク管理体制を構築しております。平時においては、各委員会および各担当部門において、内部統制委員会規程に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、緊急時対応要領等に従い会社全体として対応いたします。内部統制委員会は、会社の抱えるリスクの評価を行ってリスクの最適化を図り、内部監査室と連携を図って個別の具体的な案件についての進捗状況を監視し適宜取締役会に報告いたします。

情報セキュリティに関するリスクについては、個人情報保護規程に基づき個人情報管理委員会を設置し、統括管理責任者及びシステム管理責任者による監督の下、各部門に個人情報保護担当者を定め、リスク管理を行っております。

また、食の安全性を確保するために「品質安全管理実践規範委員会」を始めとする各種委員会を設置し、グループ内各生産拠点に対し適宜指導を行っております。これら各種委員会は、内部統制委員会及び内部監査室に対し適時報告を行い、違法性・安全性及び効率性の維持向上に努めております。

### 5. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は内田英仁、齊藤直人及び山口俊夫の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。

また、監査業務に係わる補助者の人数は、当連結会計期末で計8名であり、その構成は、公認会計士5名、その他3名となっております。

#### 6. 監査報酬の内容

2013年3月期における当社の新日本有限責任監査法人に対する報酬の内訳は以下の通りです。

- (1) 会計監査人の報酬等の額 28百万円
- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、持続的な成長と競争力を確保し、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉え、法令順守の重要性を全役職員に周知徹底させ、企業倫理の確立に努めるとともに、迅速な意思決定による経営の効率化、責任の明確化を図り、企業価値の継続的な向上に努めております。

当社は、取締役13名のうち社外取締役が2名、監査役4名のうち社外監査役が2名で構成され、社外役員に期待される、専門的見地からの助言並びに独立した立場からの経営監視機能につき十分に行使が期待できる体制であり、内部統制委員会を始めとした各種委員会の設置・運営等により経営の効率化、責任の明確化を図っていることから、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況  
実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知等、適時開示資料につき掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループ 総務企画担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況  
実施していません。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1)当社及びグループ会社の役員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程・社員行動規程」を定める。  
(2)「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。  
(3)コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。  
(4)内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
損失の危険の管理については、「内部統制委員会」を設け、「内部統制委員会規程」を定めることにより、代表取締役の下にリスク管理体制を構築する。平時においては、各委員会および各担当部門において、内部統制委員会規程に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、緊急時対応要領等に従い会社全体として対応することとする。内部統制委員会は、会社の抱えるリスクの評価を行ってリスクの最適化を図る。内部統制委員会は内部監査室と連携を図って個別の具体的な案件についての進捗状況を監視し適宜取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。  
(2)役員役員を中心とした経営委員会により、経営執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(1)「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。  
(2)当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定期的に監督する。  
(3)コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役員に周知徹底する。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くものとする。なお、その使用人及び内部監査室役職者の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員による違法又は不正な行為を発生したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。  
(2)事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。  
(3)取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。  
(4)監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。  
(5)内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築するとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要は是正を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、全役員が遵守すべき規範である「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程・社員行動規程」で、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、並びに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況  
(1)主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況  
管理グループ総務企画担当を反社会的勢力対応の主管部署とし、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。  
(2)外部専門機関との連携状況  
本店所在地の所轄警察署、特殊暴力防止対策協議会等外部機関への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしております。  
(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等  
新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施しております。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努めております。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し年1回の調査を行っております。株主については、上位20位を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施しております。  
(4)マニュアル等の整備  
反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底しております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

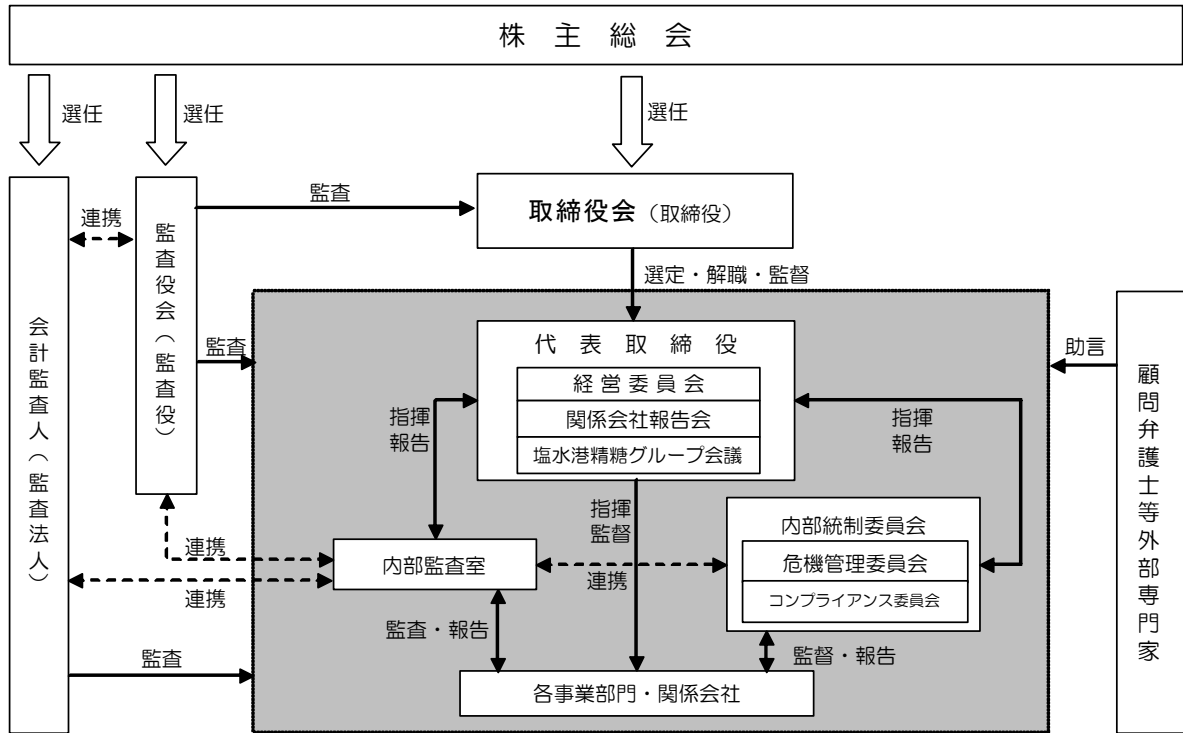
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】  
別添資料に記載のとおりです。



# コーポレート・ガバナンス図



## 添付資料：適時開示体制の概要

当会社情報の適時開示に係る社内の体制につきましては、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢

当社の情報開示に対する基本的な姿勢は、当社の「ディスクロージャーポリシー」（別紙1）に基づいております。

#### 2. 会社情報の適時開示にかかる社内体制

情報開示の体制については、取締役会を最高機関とし、統括情報管理担当役員をはじめ社内関係部署が緊密に連携の上、適時、適切、公正な情報開示を行う体制を構築しております。

また、子会社等の経営関連情報についても、各社からの迅速な報告体制を構築しております。

以 上

※上記を図示しますと（別紙2）のとおりです。

(別紙1)

## 塩水港精糖株式会社 ディスクロージャーポリシー

### 1. 情報開示の基本方針

塩水港精糖株式会社は、健全かつ活発な証券市場の醸成に、適時適切な会社情報の開示が不可欠であることを十分に認識し、投資者の適正な理解・評価に資するため、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うべく社内体制の充実に努め、こうした適時・適切・公正な情報開示体制の維持向上に継続して努めることにより、資本市場との良好な信頼関係を構築し、株主価値の増大を図っていきます。

### 2. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則に則って、情報開示を行います。

上記の適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に資する有用な情報と判断した場合、適時性及び公平性を勘案の上、積極的な開示に努めます。

### 3. 情報開示の方法

前項の情報開示は、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて行います。同時に、当社ホームページにも当該情報を掲載します。

### 4. 沈黙期間

当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ公平性を確保する観点から、決算日より決算発表日までの数週間を沈黙期間としています。当該期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。但し、当該期間中に発生した業績予想との差異が、適時開示規則に規定する変動幅を上回ることが明らかになった場合には、適時適切に、プレスリリース等により情報開示を行います。

### 5. 将来の見通しについて

当社が開示する情報のうち、過去の事実以外のものは、開示時点における当社の判断による将来の見通し及び計画に基づいた将来予測です。これらの将来予測には、リスクや不確定要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績は見通しとは異なる可能性があることをご承知おきください。

以 上

(別紙2)

【適時開示体制の概要】

